

桑名市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、桑名市会計規則（平成16年桑名市規則第53号）第18条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市交通局
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
桑名駅北自転車駐車場使用料
- 3 指定納付受託者が歳入等を納付する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日